

議案第60号

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年9月10日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年杉並区条例第38号）の一  
部を次のように改正する。

附則第2項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働  
省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整  
備を図る必要がある。

## 杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。</p>	<p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>